第十三条第一号イ	
同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第五条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この号において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
同条	読替え後の地方交付税法第十四条
算定した地方道路譲与税	算定した児童手当特例交付金（旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、地方道路譲与税
及び交通安全対策特別交付金	、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金
当該地方道路譲与税	児童手当特例交付金、地方道路譲与税
第十三条第一号ロ	
地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
相当する額、	相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定する算定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額からたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、
同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号	
同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十四条の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
同条	読替え後の地方交付税法第十四条
地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金	、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金
同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同条	読替え後の地方交付税法第十四条
特別とん譲与税及び交通安全対策特別交付金	、特別とん譲与税及び交通安全対策特別交付金
第十三条第三号及び第四号	

第十三条第五号	
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第三十六号）第三条（同令による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項（同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十二号）附則第七条の四第一項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法によるむね準ずる場合にあつては当該算定方法による額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額に相当する額を加算した額とする。）
自動車重量譲与税及び交通安全対策特別交付金	児童手当特例交付金、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金
第十三条第一号イ	
同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第五条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この号において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
同条	読替え後の地方交付税法第十四条
算定した地方揮発油譲与税	算定した児童手当特例交付金（旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
当該地方揮発油譲与税	当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税

（平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条　平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。